

令和3年3月
令和3年第2回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 3 号	令和3年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 4 号	令和3年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 7 号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 8 号	令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和3年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第10号	令和3年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第11号	令和3年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第12号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議案第13号	令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第14号	令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第15号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第16号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第2号）	別冊
議案第17号	令和2年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第18号	令和2年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第19号	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定について	1
議案第20号	栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	8
議案第21号	栃木市特別会計条例の制定について	10
議案第22号	栃木市立美術館条例の制定について	12
議案第23号	栃木市立文学館条例の制定について	18
議案第24号	栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の制定について	25
議案第25号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第26号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第27号	栃木市斎場条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第28号	栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	37

議案第 29 号	栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 30 号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 31 号	栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 32 号	栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第 33 号	栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案第 34 号	栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第 35 号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第 36 号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第 37 号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	112
議案第 38 号	栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	124
議案第 39 号	栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	131
議案第 40 号	栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	139
議案第 41 号	栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定について	141
議案第 42 号	栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	145
議案第 43 号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	150
議案第 44 号	栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	154
議案第 45 号	栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	156

議案第46号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	158
議案第47号	栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定について	160
議案第48号	とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例の制定について	162
議案第49号	栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例の制定について	164
議案第50号	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて(旧小野寺北小学校)	166
議案第51号	工事請負契約の締結について(都賀保健センター・都賀文化会館解体工事)	168
議案第52号	事業契約の締結について(栃木市新斎場整備運営事業)	169
議案第53号	指定管理者の指定について(栃木市斎場)	170
議案第54号	市道路線の認定について	171
議案第55号	市道路線の変更について	173
議案第56号	教育長の任命につき同意を求めることについて	174
議案第57号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	175
議案第58号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	176
議案第59号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	177
議案第60号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	178
議案第61号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	179

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定
について

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例を次のように制定
するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例

(設置)

第1条 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の保存及び活用を促進し、もって市民の文化意識の高揚及び地域文化の交流に資するため、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設

位置 栃木市嘉右衛門町2番11号

(事業)

第3条 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設（以下「拠点施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の保存及び活用に関すること。
- (2) 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の歴史文化等の情報発信に関すること。
- (3) 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の活性化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 拠点施設は、次に掲げる施設その他当該施設に附帯する施設及び設

備（以下「施設等」という。）をもって構成する。

- (1) ガイダンスセンター
- (2) 交流館

（開館時間）

第5条 拠点施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

ガイダンスセンター	午前9時から午後6時まで
交流館	午前9時から午後9時まで

（休館日）

第6条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

（入館の制限）

第7条 市長は、拠点施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を拒否し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

（利用の承認）

第8条 拠点施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認し

ない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他の不正の行為により利用承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 第8条第1項の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の承認を受けた際に納付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める基

準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、拠点施設の施設等の利用を終了したとき又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、拠点施設の施設等を損傷し、又は拠点施設の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に拠点施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の承認等及び承認の取消し等に関する業務
- (3) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第5条及び第6条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第5条に規定する開館時間を変更し、又は第6条に規定

する休館日を変更することができる。

- 3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に拠点施設の管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第19条 市長は、第16条の規定により拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、拠点施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金を指定管理者に收受させる場合における第11条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条（交流館に係る部分に限る。）並びに第8条から第20条までの規定は、同

年11月1日から施行する。

別表（第11条、第19条関係）

区分	利用時間	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後9時まで (1時間につき)
		1室利用	280円
交流館多目的室	2室利用	350円	450円
	3室利用	420円	540円

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定につ
いて

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定する
ものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(副市長及び教育長の給与の特例)

第2条 副市長及び教育長の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、副市長においては同条に定める額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額と、教育長においては同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。期末手当の算定の基礎となる副市長及び教育長の給料月額についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(条例の失効)

- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市特別会計条例の制定について

栃木市特別会計条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市特別会計条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。

- (1) 栃木インター西産業団地特別会計 栃木インター西産業団地事業
- (2) 平川産業団地特別会計 平川産業団地事業

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市立美術館条例の制定について

栃木市立美術館条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市立美術館条例

(設置)

第1条 美術に関する市民の知識及び教養の向上並びに特色ある観光の振興を図るため、栃木市立美術館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 栃木市立美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市立美術館

位置 栃木市入舟町7番26号

(業務)

第3条 栃木市立美術館（以下「美術館」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本市にゆかりのある美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 美術に関する情報を提供すること。
- (3) 美術に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (4) 美術品等の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (5) 美術に関する展覧会、講演会、講習会等を開催すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 美術館に、館長、学芸員その他必要な職員を置く。

2 美術館に、顧問を置くことができる。

(開館時間)

第5条 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(観覧料)

第7条 美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料は無料とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者1人
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者及びその介助者1人
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助者1人

(撮影等の承認及び料金)

第8条 美術館に展示され、又は保管されている美術品等の撮影、写真原版使用、模写及び模造並びに熟覧（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める撮影等料を納付しなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

（観覧料等の不還付）

第9条 既納の観覧料及び撮影等料（以下「観覧料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

（観覧料等の減免）

第10条 市長は、規則で定める基準に従い、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

（観覧の禁止等）

第11条 教育委員会は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等美術館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の観覧を禁止し、又はその者に対し、美術館及びその敷地からの退去を命ずることができる。

（損害賠償）

第12条 故意又は過失により、美術館の美術品等、展示品、施設、設備等を損傷し、滅失し、又は汚損して損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

（運営協議会）

第13条 美術館の運営を適切かつ円滑に行うため、美術館に運営協議会を

置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条（第1号の展示に係る部分及び第5号を除く。）、第4条、第8条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分		観覧料
収 蔵 品 展	一般	1人1日につき330円
	中学生以下	無料
企 画 展	一般	1人1日につき2,200円を超えない範囲内において、企画展の都度教育委員会が定める額
	中学生以下	無料

備考

- 1 一般とは、小学生、中学生及び未就学児以外の者をいう。
- 2 収蔵品展を20人以上の団体で観覧する場合における1人当たりの観覧料は、規定の観覧料に100分の80を乗じて得た額とする。た

だし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 企画展を20人以上の団体に観覧する場合における1人当たりの観覧料は、企画展の都度教育委員会が定める額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 企画展の観覧料を納付した者については、収蔵品展の観覧料は無料とする。

別表第2（第8条関係）

区分		料金
撮影	学術研究を目的とする場合	1点1回につき 660円
	学術研究以外を目的とする場合	1点1回につき 3,300円
写真原版使用	学術研究を目的とする場合	1点1回につき 660円
	学術研究以外を目的とする場合	1点1回につき 3,300円
模写・模造		1点1回につき 2,200円
熟覧		1点1日につき 220円

備考

- 1 学術研究を目的とする場合とは、学術的な調査研究（所属又は身分によらない。）並びに論文の執筆及び掲載を目的とする場合をいう。
- 2 学術研究以外を目的とする場合とは、営利を目的とする場合又は非営利であって、個人の趣味、インターネット上への掲載、一般向け書籍への掲載等を目的とする場合をいう。

栃木市立文学館条例の制定について

栃木市立文学館条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市立文学館条例

(設置)

第1条 文学に関する市民の知識及び教養の向上並びに特色ある観光の振興を図るため、栃木市立文学館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 栃木市立文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市立文学館

位置 栃木市入舟町7番31号

(業務)

第3条 栃木市立文学館（以下「文学館」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本市にゆかりのある文学者及びその作品並びに市指定有形文化財旧栃木町役場庁舎に関する資料（以下「文学館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 文学及び市指定有形文化財旧栃木町役場庁舎に関する情報を提供すること。
- (3) 文学に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (4) 文学館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (5) 文学に関する展覧会、講演会、講習会等を開催すること。
- (6) 市指定有形文化財旧栃木町役場庁舎の保全に関すること。
- (7) 本市にゆかりのある先人の紹介に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必

要な業務

(職員)

第4条 文学館に、館長、学芸員その他必要な職員を置く。

2 文学館に、顧問を置くことができる。

(開館時間)

第5条 文学館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 文学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(観覧料)

第7条 別表第1に掲げる展示を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、同表に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料は無料とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者1人
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者及びその介助者1人

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助者1人

（撮影等の承認及び料金）

第8条 文学館に展示され、又は保管されている文学館資料の撮影、写真原版使用及び熟覧（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める撮影等料を納付しなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

（文学館資料の複写）

第9条 調査研究の用に供するため、文学館に展示され、又は保管されている文学館資料のうち閲覧に供しているものの複写の提供を受けようとする者は、教育委員会に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みをした者は、別表第3に定める複写料を納付しなければならない。

（観覧料等の不還付）

第10条 既納の観覧料、撮影等料及び複写料（以下「観覧料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

（観覧料等の減免）

第11条 市長は、規則で定める基準に従い、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

(観覧の禁止等)

第12条 教育委員会は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等文学館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の観覧を禁止し、又はその者に対し、文学館及びその敷地からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により、文学館の文学館資料、展示品、施設、設備等を損傷し、滅失し、又は汚損して損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(運営協議会)

第14条 文学館の運営を適切かつ円滑に行うため、文学館に運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条（第1号の展示に係る部分、第5号及び第7号を除く。）、第4条、第8条、第10条、第11条及び第13条から第15条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分		観覧料
常 設	一般	1人1日につき220円

展	中学生以下	無料
企画展	一般	1人1日につき1,100円を超えない範囲内において、企画展の都度教育委員会が定める額
	中学生以下	無料

備考

- 1 一般とは、小学生、中学生及び未就学児以外の者をいう。
- 2 常設展を20人以上の団体に観覧する場合における1人当たりの観覧料は、規定の観覧料に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 企画展を20人以上の団体に観覧する場合における1人当たりの観覧料は、企画展の都度教育委員会が定める額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 企画展の観覧料を納付した者については、常設展の観覧料は無料とする。

別表第2（第8条関係）

区分		料金
撮影	学術研究を目的とする場合	1時間につき 440円
	学術研究以外を目的とする場合	1時間につき 4,400円

写真原 版使用	学術研究を目的とする場合	1点1回につき 220円
	学術研究以外を目的とする 場合	1点1回につき 2,200円
熟覧	学術研究を目的とする場合	1時間につき 220円
	学術研究以外を目的とする 場合	1時間につき 2,200円

備考

- 1 学術研究を目的とする場合とは、学術的な調査研究（所属又は身分によらない。）並びに論文の執筆及び掲載を目的とする場合等をいう。
- 2 学術研究以外を目的とする場合とは、営利を目的とする場合又は非営利であって、個人の趣味、インターネット上への掲載、一般向け書籍への掲載等を目的とする場合をいう。

別表第3（第9条関係）

区分		料金
白黒コピー	A3判以下の用紙 片面	1枚 10円
	B4判以下の用紙 片面	1枚 50円
	A3判の用紙 片面	1枚 80円

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の制定について

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例

(趣旨)

第1条 栃木市立美術館条例（令和3年栃木市条例第 号）第13条及び
栃木市立文学館条例（令和3年栃木市条例第 号）第14条の規定に基
づき、栃木市立美術館・文学館運営協議会（以下「協議会」という。）の
組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は栃
木市立美術館（以下「美術館」という。）若しくは栃木市立文学館（以下
「文学館」という。）の館長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査
審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は美術館若しくは文学館
の館長に意見を述べるものとする。

- (1) 美術館又は文学館の運営の基本方針に関する事項
- (2) 美術館又は文学館が行う事業の計画に関する事項
- (3) 美術館又は文学館の事業の実績及び成果の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館又は文学館の運営に関し必要な事
項

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 美術に関する識見を有する者
- (2) 文学に関する識見を有する者

- (3) 文化財の保護に関する識見を有する者
- (4) 社会教育に関する識見を有する者
- (5) 観光に関する識見を有する者
- (6) 学校教育に関する識見を有する者
- (7) 本市にゆかりのある美術工芸家の顕彰団体から選出された者
- (8) 本市にゆかりのある文学者の顕彰団体から選出された者
- (9) 公募による者
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に書類の提出及び説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局文化課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

栃木市印鑑条例（平成22年栃木市条例第100号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条—第15条」を「第13条・第14条」に、「第16条—第20条」を「第15条—第19条」に改める。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者となったとき。

第14条の見出し中「自動交付機等」を「多機能端末機」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第15条を削り、第4章中第16条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所

得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第18項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「15万円」を「150,000円」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市斎場条例の一部を改正する条例

栃木市斎場条例（平成22年栃木市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第2条中「栃木市平井町338番地」を「栃木市岩舟町三谷1211番地1」に改める。

第3条の見出しを「（施設）」に改め、同条第1項に次の2号を加える。

(3) 式場

(4) 霊安室

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「前条第1項各号の施設及び霊きゅう車（以下「施設等」という。）」を「前条各号の施設（以下「施設」という。）」に改める。

第5条及び第7条第1項中「施設等」を「施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

種別		単位	使用料	
			本市の住民	その他
火葬場	大人	1体	無料	51,000円
	小人 (12歳未満)	1体	無料	35,000円
	死産児	1胎	無料	20,000円
	胞衣	1胎	無料	5,000円

待合室	1室（2時間以内）	3,000円	6,000円
式場（控室等を含む。）	1式場（昼間の4時間以内）	6,000円	12,000円
	1式場（夜間）	10,000円	20,000円
霊安室	1体（24時間以内）	2,500円	5,000円

備考

- 1 この表において「本市の住民」とは、申請者又は死亡者のいずれかが市内に住所を有する者である場合をいう。
- 2 この表において「昼間」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 3 この表において「夜間」とは、午後9時から午前9時までをいう。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25年栃木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ
ならない」を「講じなければならぬ」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障がい者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民
の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「イ（イ）及びオ」を
「イ（イ）及びエ」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機
器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるもの
とする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加え
る。

3 障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指
定就労定着支援（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）第
194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を

希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障がい者支援施設は、適切な施設障がい福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第37条の2 障がい者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 障がい者支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応

じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障がい者支援施設に」を「当該障がい者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障がい者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障がい者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第45条の2 障がい者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障がい者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障がい者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第45条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第37条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第39条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第41条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第6条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「イ（イ）及びオ」を「イ（イ）及びエ」に改める。

第13条第1項中「栃木市条例第17号」の次に「。第34条第3項において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第25条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第34条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障がい福祉サービス等基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整

を行わなければならない。

- 4 指定障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第44条中「第50条」を「第50条第1項」に改める。

第45条に次の1項を加える。

- 4 指定障がい者支援施設は、適切な施設障がい福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第45条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第45条の2 指定障がい者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障がい者支援施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定障がい者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第47条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定障がい者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第48条第2項中「指定障がい者支援施設に」を「当該指定障がい者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障がい者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条に次の1項を加える。

2 指定障がい者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障がい者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第51条に次の1項を加える。

3 指定障がい者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第57条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第57条の2 指定障がい者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障がい者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障がい者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項及び第57条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第45条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第48条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第51条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体

制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、指定就労定着支援（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなけれ

ばならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「前条第2項から第5項まで及び第7項」を「前条第2項から第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第89条第1項中「第63条第5項及び第6項」を「第63条第5項」に改め、同条第2項中「第63条第1項第4号及び第7項」を「第63条第1項第4号及び第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第32条

の2（同条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第25条の2（同条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第27条第2項及び第48条第2項（同条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第28条第3項（同条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知する

とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

- 第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘

束等」という。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に、「第48条第2項中」を「同条第2項中」に改める。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」

に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に改める。

第95条の5中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条中」を「第

94条第1項中」に改める。

第110条の4中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第149条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に改める。

第149条の4中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条及び第159条の4中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第163条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第164条第2項中「前条第2項から第4項まで及び第6項」を「前条第2項から第5項まで」に改める。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第

1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条、第190条及び第194条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12中「第34条から第42条まで」を「第34条から第36条まで、第37条から第42条まで」に改め、「、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と」を削る。

第194条の20中「第34条から第42条まで」を「第34条から第36条まで、第37条から第42条まで」に、「第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中」を「第60条第8項中」に改める。

第196条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条の11中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中」を「第77条第2項第3号中」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相

当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第77条第2項第3号中」を「第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中」に、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第202条第1項中「第163条第4項及び第5項」を「第163条第4項」に改め、同条第2項中「第163条第1項第3号及び第6項」を「第163条第1項第3号及び第5項」に改める。

第210条第1項中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第61条」を「第62条」に改め、「第70条から第72条まで」の次に「、第76条」を、「第83条」の次に「、第88条から第90条まで」を加え、「及び第94条」を「及び第92条から第94条まで」に、「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」を「第210条第1項において準用する第90条」に、「同項第5号及び第6号中」を「同項第4号から第6号までの規定中」に改め、「第210条第1項」と」の次に「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と」を加え、「第94条中」を「第94条第1項中」に、「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」を「第210条第1項において準用する前条」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「、第86条から第90条ま

で、第92条及び第93条」を「及び第86条」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」を削り、同項後段を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」を削り、同項後段を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、「第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と」を削る。

附則第3項及び第4項中「平成30年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（同条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならな

い」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第34条の2（同条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第35条第3項（同条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（同条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第36条の2第3項(同条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年
栃木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ
ならない」を「講じなければならぬ」に改める。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加
が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、
同項第3号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条
とする。

第13条第2項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な
措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じな
ければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策
を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条の
2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うこと
ができるものとする。）を定期的に関行するとともに、その結果につい
て、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針

を整備すること。

- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におい

て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4項及び第17条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第

13条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第14条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第2項中「地域活動支援センターに」を「当該地域活動支援センターに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん

延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会

を確保しなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4項及び第19条の2

の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第15条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第16条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例

栃木市保護費即時払基金条例（平成22年栃木市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「150万円以内」を「300万円以内」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「33,600円」を「35,988円」に改め、同項第2号中「43,680円」を「46,784円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「53,982円」に改め、同項第4号中「57,120円」を「61,179円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「71,976円」に改め、同項第6号中「80,640円」を「86,371円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「87,360円」を「93,568円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「100,800円」を「107,964円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「117,600円」を「125,958円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「134,400円」を「143,952円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「151,200円」を「161,946円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」

を加え、同項第12号中「168,000円」を「197,934円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 179,940円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万160円」を「2万1,592円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万160円」を「2万1,592円」に、「2万6,880円」を「2万8,790円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万160円」を「2万1,592円」に、「4万7,040円」を「5万383円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第15条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置

法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の栃木市介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号）の一部を次のように改正
する。

目次中

「第4節 運営に関する基準（第224条—第230条）」を
「第4節 運営に関する基準（第224条—第230条）」
第11章 雑則（第231条）」に

改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等
のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実
施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供する
に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報そ
の他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を
加え、同項第2号中「いう。」の次に「第48条第4項第2号において同じ。」
を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第48条第4項第3号において同
じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第48条第4項第4号にお
いて同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5

号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第76条第1項及び第117条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なけ

ればならない。)」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施

設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合

において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）」を、「との」の次に「密接な」を、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所

が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族からの通報を受けられることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条前段中「第34条」を「第33条の2」に、「、第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「第20条」の次に「、第33条の2第2項」を加え、「第34条及び第35条中」を「第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改める。

第71条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第72条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため

に必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第75条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第76条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テ

テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。))」を加える。

第79条中「第30条」を「第33条の2」に改め、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第79条の3前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第35条第1項」に改め、「という。))」との次に「、第33条の2第2項」を加え、「第35条中」を「第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第72条第3項中」を「、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第93条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第1項中「サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))」を加える。

第97条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「場合において」の次に「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第72条第3項中」を「第72条第3項及び第4項並

びに第75条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第102条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第104条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第103条第2項中「第112条第7項」の次に「、第139条第9項」を加える。

第104条第1項ただし書中「とする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第108条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第110条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第101条第4項」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第112条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を

加え、「指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第113条第3項中「第140条第2項」を「第140条第3項」に改める。

第117条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第130条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第131条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から栃木市介護保険事業計画（法第117条第1項の規定に基づき市が定めた市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の栃木市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の栃木市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第137条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「及び第74条から第76条まで」を「、第75条及び第76条」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の

2 第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、
「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第72条第3項中」を「第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第139条第1項中「（宿直勤務を除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第139条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に、「当該共同生活住居」を「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共

同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第140条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第142条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第146条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第157条において準用する第76条第1項に規定する運営推進会議における評価

第150条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第151条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第152条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第152条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第157条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第131条」を「第132条」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第7章第4節」と」の次に「、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第166条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第173条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第174条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第174条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第177条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、同条後段中「場合において」の次に「、第33条の2第2項」を加え、「第35条中」を「第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「第8章第4節」との次に「、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第179条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第179条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第206条に規定するユニット型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第215条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「生活相談員、」を、「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第185条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第186条第6項中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、

入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第191条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第191条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔^{くわう}衛生の管理）

第191条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第196条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第197条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第197条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる

性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第199条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第203条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第205条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第208条第1項第2号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第208条第1項第2号ア(ウ) a及びbを削る。

第210条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第214条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第215条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第215条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第217条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」に改める。

第230条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、同条後段中「第101条」を「第13

0条」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第10章4節」を「第10章第4節」に、「第72条中」を「第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第10章の次に次の1章を加える。

第11章 雑則

(電磁的記録等)

第231条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第177条、第205条、第217条及び前条において準用する場合を含む。)、第144条第1項、第164条第1項及び第183条第1項(第217条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当

たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（改正後の条例第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第177条、第205条、第217条及び第230条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とし、改正後の条例第32条、第56条、第71条（改正後の条例第79条の3において準用する場合を含む。）、第93条、第108条、第130条（改正後の条例第230条において準用する場合を含む。）、第151条、第173条、第196条及び第214条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防

止のための措置に関する事項を除く。) 」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第33条の2(改正後の条例第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第177条、第205条、第217条及び第230条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第34条第3項(改正後の条例第60条において準用する場合を含む。)及び第75条第2項(改正後の条例第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第177条及び第230条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第72条第3項(改正後の条例第79条の3、第97条、第110条、第137条及び第230条において準用する場合を含む。)、第152条第3項、第174条第4項、第197条第3項及び第215条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講

じるよう努めなければならない」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この条例の施行の日以降、当分の間、改正後の条例第208条第1項第2号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の条例第179条第1項第3号ア及び第215条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、この条例による改正前の栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第208条第1項第2号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第191条の2(改正後の条例第217条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第191条の3(改正後の条例第217条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 1 0 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第203条第1項(改正後の条例第217条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければならない」とあるのは「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければならない」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 1 1 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第199条第2項第3号(改正後の条例第217条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第8条一第91条） 」
「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第8条一第91条） 」
第5章 雑則（第92条） 」

改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め

なければならない。

第9条第1項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「第45条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「とする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第50条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第45条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から栃木市介護保険事業計画(法第117条第1項の規定に基づき市が定めた市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の栃木市介

介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の栃木市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条前段中「第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「第37条まで、第38条(第4項を除く。)から」を削り、「第40条まで」の次に「(第38条第4項を除く。)」を加え、同条中「規程」と、「」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第72条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に、「当該共同生活住居」を「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、同条中「第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条」を「第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号

及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」及び「「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サ

サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（改正後の条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とし、改正後の条例第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第

29条の2（改正後の条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第32条第2項（改正後の条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第29条第3項（改正後の条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年栃木市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」を
「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」に
第6章 雑則（第35条）」

改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条第6号を次のように改める。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する

観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について

て、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第26条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第26条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この

号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)]を加える。

第5章の次に次の第1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第28号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第5項及び第26条の2(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とし、同条例第19条(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第20条の2(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第22条の2(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適

用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例（平成30年栃木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」に
第5章 雑則（第34条）」

改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、
必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等
の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、
法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報
を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主
任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない
理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)
を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「等について説明し、当該利用者の理解を得なければなら

ない」を「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない」に改める。

第16条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当

性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中「を定めておかなければならない」を「として次に掲げる事項を定めるものとする」に改め、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章の次に次の第1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又

代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項の見出しを「(管理者に係る経過措置)」に改め、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は公布の日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とし、同条例第21条（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第22条の2（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第24条の2（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市保育所条例の一部を改正する条例

栃木市保育所条例（平成22年栃木市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中栃木市大平南第2保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市道路構造条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市道路構造条例の一部を改正する条例

栃木市道路構造条例（平成24年栃木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設置する道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設置する道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設置する道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「交通量が多い道路」を「交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「自転車の交通量が多い道路」を「自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」に、「歩行者の交通量が多い道路」を「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第11条第1項中「交通量が多い道路」を「交通量が多い第3種又は第4種の道路」に改め、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第21条第2項及び第29条第2項中「見とおし」を「見通し」に改める。

第31条第3号中「見とおし区間」を「見通し区間」に、「見とおすこと」を「見通すこと」に改める。

第32条第2号中「見とおすこと」を「見通すこと」に改め、同条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後の栃木市道路構造条例第8条の2並

びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木市道路占用料徴収条例（平成22年栃木市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表中

440		510	
680		790	
920		1,100	
400		460	
630		730	
870		1,000	
40		46	
4		5	
2		3	
390		450	
240		270	
790		910	
330	を	380	に、
1,700		1,900	
790		910	
17		19	
24		27	
36		41	

47
71
95
170
240
470
790

55
82
110
190
270
550
910

「 」

「 」

870
520
790
17
170
170
1,700
630
17
170
17
170
1,700
870
790
170
79

930
560
910
19
190
190
1,900
730
19
190
19
190
1,900
930
910
190
91

を

に、

Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額

Aに0.016 を乗じて得た額
Aに0.023 を乗じて得た額

「

「

Aに0.034 を乗じて得た額
Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額

Aに0.033 を乗じて得た額
Aに0.016 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.023 を乗じて得た額

を

に、

「

「

Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額
Aに0.017 を乗じて得た額

Aに0.016 を乗じて得た額
Aに0.023 を乗じて得た額
Aに0.033 を乗じて得た額
Aに0.033 を乗じて得た額
Aに0.016 を乗じて得た額

を

に

を乗じて得た額
Aに0.024
を乗じて得た額
Aに0.034
を乗じて得た額

を乗じて得た額
Aに0.023
を乗じて得た額
Aに0.033
を乗じて得た額

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、なお従前の例による。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例（平成23年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「固定酸化物型燃料電池」を「固体酸化物型燃料電池」に、「第44条第10号」を「第44条第11号」に改め、同条第2項中「固定酸化物型燃料電池」を「固体酸化物型燃料電池」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液

体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の栃木市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市公民館条例の一部を改正する条例

栃木市公民館条例（平成22年栃木市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中栃木市藤岡地区公民館の項を削る。

別表2 栃木市地区公民館使用料の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例

栃木市市民交流センター条例（令和元年栃木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、備品の使用料は除くものとする。

別表に次のように加える。

備品	印刷機	1 製版最初の100枚まで	100円
		以降200枚ごとに	100円

別表備考に次の1項を加える。

3 印刷機を利用する際に必要とする用紙は、利用者が持参するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

美術館館長	月額	206,000〃
-------	----	----------

を

」

「

美術館館長	月額	280,000〃
-------	----	----------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定について

栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例

栃木市市民憲章審議会条例（平成31年栃木市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例の制定について

とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例

とちぎ蔵の街美術館条例（平成22年栃木市条例第217号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（栃木市営有料観光駐車場条例の一部改正）

2 栃木市営有料観光駐車場条例（平成22年栃木市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及びとちぎ蔵の街美術館」を削る。

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例の制定について

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例（平成28年栃木市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

財産の無償譲渡及び無償貸付けについて

学校法人栃木シティ学園 CITY FOOTBALL ACADEMY の校地校舎として、株式会社日本理化工業所に土地及び建物を無償で譲渡すること及び土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

1 譲渡

(1) 譲渡財産の表示

ア 土地

所在 栃木市岩舟町小野寺字足洗2113番3 他5筆

面積 14,229.89㎡

イ 建物

所在 栃木市岩舟町小野寺字足洗2113番3 他5棟

面積 約3,972.27㎡

ウ 構築物等 土地、建物に付随する構築物等一式

(2) 譲渡日

令和3年5月1日

2 貸付け

(1) 貸付財産の表示

ア 土 地

所 在 栃木市岩舟町小野寺字足洗 2 1 2 5 番 他 1 筆

面 積 1, 2 2 0. 0 0 m²

(2) 貸付期間

令和 3 年 5 月 1 日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日

3 譲渡及び貸付けの相手方

東京都品川区大井 1 丁目 2 0 番 6 号

株式会社日本理化工業所

代表取締役社長 大栗 崇司

4 譲渡及び貸付けの条件

無償で譲渡及び貸付けする土地、建物は、学校法人栃木シティ学園 CITY FOOTBALL ACADEMY の校地校舎として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 都賀保健センター・都賀文化会館解体工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 2 5 7, 2 6 8, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木市都賀町合戦場 2 4 8 番地 1
落合工務店・松新建商特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社落合工務店
代表取締役 落合 幸之助 |

事業契約の締結について

次により事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 栃木市新斎場整備運営事業
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 5,273,631,155円

ただし、事業契約約款の定める方法により算出した金利変動及び物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額並びに消費税率及び地方消費税率変更による増減額を加算した額

- 4 契約の相手方 栃木県栃木市河合町5番3号
栃木新斎場整備運営株式会社
代表取締役 白川 裕康

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市斎場

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市河合町 5 番 3 号

名称 栃木新斎場整備運営株式会社

代表者 代表取締役 白川 裕康

3 指定期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道11415号線	平柳町1丁目	平柳町2丁目	
市道11416号線	片柳町1丁目	片柳町1丁目	
市道12324号線	大宮町	大宮町	
市道12325号線	大宮町	大宮町	
市道12326号線	大宮町	大宮町	
市道12327号線	大宮町	大宮町	
市道12328号線	大宮町	大宮町	
市道12329号線	大宮町	大宮町	
市道12330号線	大宮町	大宮町	
市道12331号線	大宮町	大宮町	

市道 1 2 3 3 2 号線	大宮町	大宮町	
市道 1 2 3 3 3 号線	大宮町	大宮町	
市道 1 2 3 3 4 号線	大宮町	大宮町	
市道 1 4 3 7 4 号線	吹上町	吹上町	
市道 4 3 4 0 5 号線	都賀町家中	都賀町家中	
市道 6 2 2 7 8 号線	岩舟町静戸	岩舟町静戸	

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

道路の種類 市道

その他路線

路 線 名	旧新 別	起 点	終 点	重要な経過地
市道 6 1 2 5 1 号線	旧	岩舟町静	岩舟町静	
	新	岩舟町静	岩舟町静	

教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町下皆川2011番地17

氏 名 青木 千津子

生年月日 昭和34年9月17日

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町富田609番地18

氏 名 福島 鉄典

生年月日 昭和39年4月24日

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町小野寺2247番地

氏 名 林 慶仁

生年月日 昭和37年10月5日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市錦町8番5号

氏 名 渡沼 康子

生年月日 昭和29年8月4日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町家中2726番地

氏 名 加茂 律子

生年月日 昭和33年9月8日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町新里62番地

氏 名 宮崎 章

生年月日 昭和24年3月14日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

